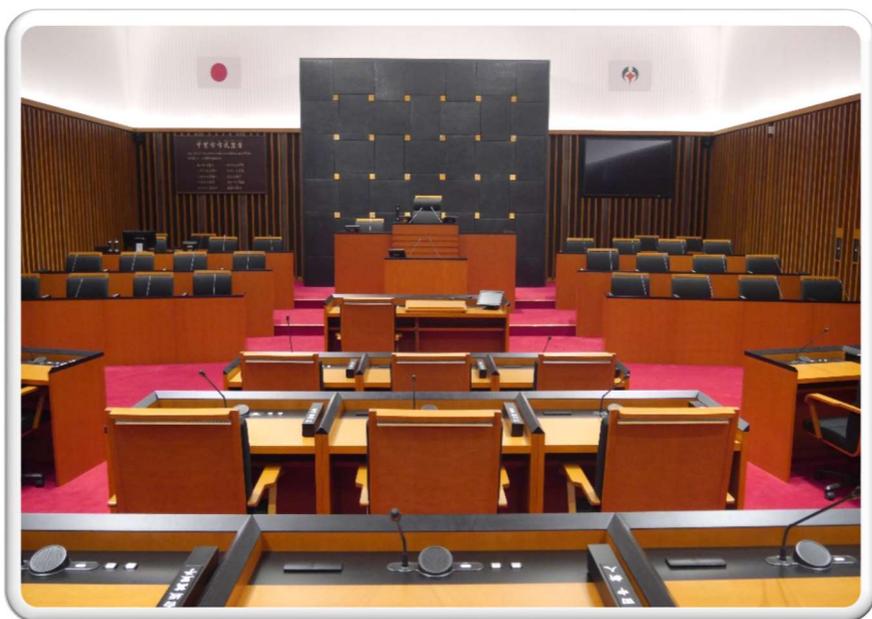


議会のしおり



甲賀市議会

議会のしくみ



◎ 議 会

議会は、選挙によって選ばれた議員で構成されている合議制の意思決定機関です。条例の制定や予算などの決定、決算の認定、選任同意、請願の処理などを行っています。このことから議会を「議決機関」といいます。

これに対し市長は、市の仕事を行う代表者として実際の業務を行っており、このことから市長を「執行機関」といいます。

◎ 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。議長は議会を代表し、また議場の秩序を保ち、議事を整理したり、議会の事務を処理するなどの多くの権限を与えられており、大変重要な役目を持っています。副議長は議長が不在のとき等に議長にかわって職務を行います。

◎ 議 員

議員の数は、甲賀市の条例によって定められています。現在の甲賀市議会の議員定数は24名です。

◎ 会 派

自分たちの考えを最も効果的に反映させるため、所属政党や主義・主張を同じくする議員が集まって会派を作っています。現在、甲賀市議会には5つの会派があります。

◎ 本 会 議

議会には定例会と臨時会があり、定例会は年4回（3月・6月・9月・12月）開催され、臨時会は必要に応じてその都度開かれます。

本会議は、議案などを審議し、議会の最終的な意思を決めるところです。提出した議案について市長が説明したり、議員から質問や意見が述べられます。

また、市政全般にわたって、会派の代表質問や、議員の一般質問も行われます。

◎ 委 員 会

議会には、議員全員が出席して行われる本会議と、本会議の審査機関としての常任委員会や、必要に応じて設置される特別委員会などがあります。

ほかに議会の進め方を決定する議会運営委員会などが設置されています。

現在、甲賀市議会には、以下の委員会が設置されています。

○ 常任委員会

常に設置されている委員会で、次の4つの委員会があります。

()内は定数。

- 総務常任委員会(8)
- 厚生文教常任委員会(8)
- 産業建設常任委員会(8)
- 予算決算常任委員会(24)

○ 特別委員会

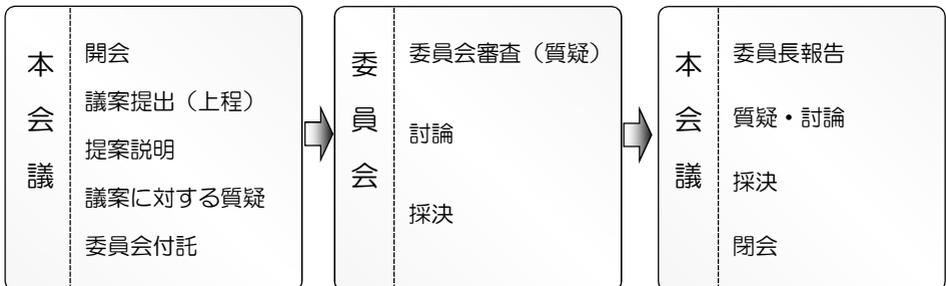
必要に応じて特定の事項を審査・調査するために設置される委員会で、現在、次の委員会があります。

- 広報特別委員会(8)

○ 議会運営委員会

議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るために、条例に基づき設置されており、議会運営等についての調整を行います。委員は、会派の人数による割り当てで構成されています。定数は8名です。

◎ 議案審議の流れ



傍 聴

本会議は原則として公開されており、受付なしで傍聴することができます。ただし、児童・乳幼児等は傍聴席への入場をお断りしています。定員は50人で先着順となり、定員を超えるときは傍聴券を発行します。

また、本会議の様子は、水口庁舎5階ロビーで放映しているほか、あいコムこうかやインターネットでもご覧いただけます。旧支所である地域市民センターでも放映していますので、ご覧ください。

傍聴の際に守っていただくこと

- 声を出したり、拍手などをしないこと
(のぼり、垂れ幕などを持ち込まないこと)
- 席をはなれず、着席して傍聴すること
- 帽子・コート・マフラーなどを着用しないこと
- ものを食べたり、たばこを吸ったりしないこと
- 写真撮影や録画・録音などをしないこと
(報道関係者等、事前許可を得た場合を除く)
- 携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードにすること



議会中継において
は、傍聴席が映るこ
とがありますので、ご承
知おきください。

その他、傍聴席では
係員の指示にしたがっ
てください。